

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成20年4月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
三豊市	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	深尾地区	平成20年1月10日
香川県三豊市三野町 土地改良区	単独県費補助土地改良事業 ため池改修事業	加敷池地区	平成20年2月26日
〃	単独県費補助土地改良事業 水路補修事業	道免地区	平成20年1月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 ため池改修事業	瀬入池地区	平成20年1月10日
三豊市	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	香田西地区	平成19年12月31日
観音寺市木之郷町土 地改良区	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	百々地区	平成20年3月3日